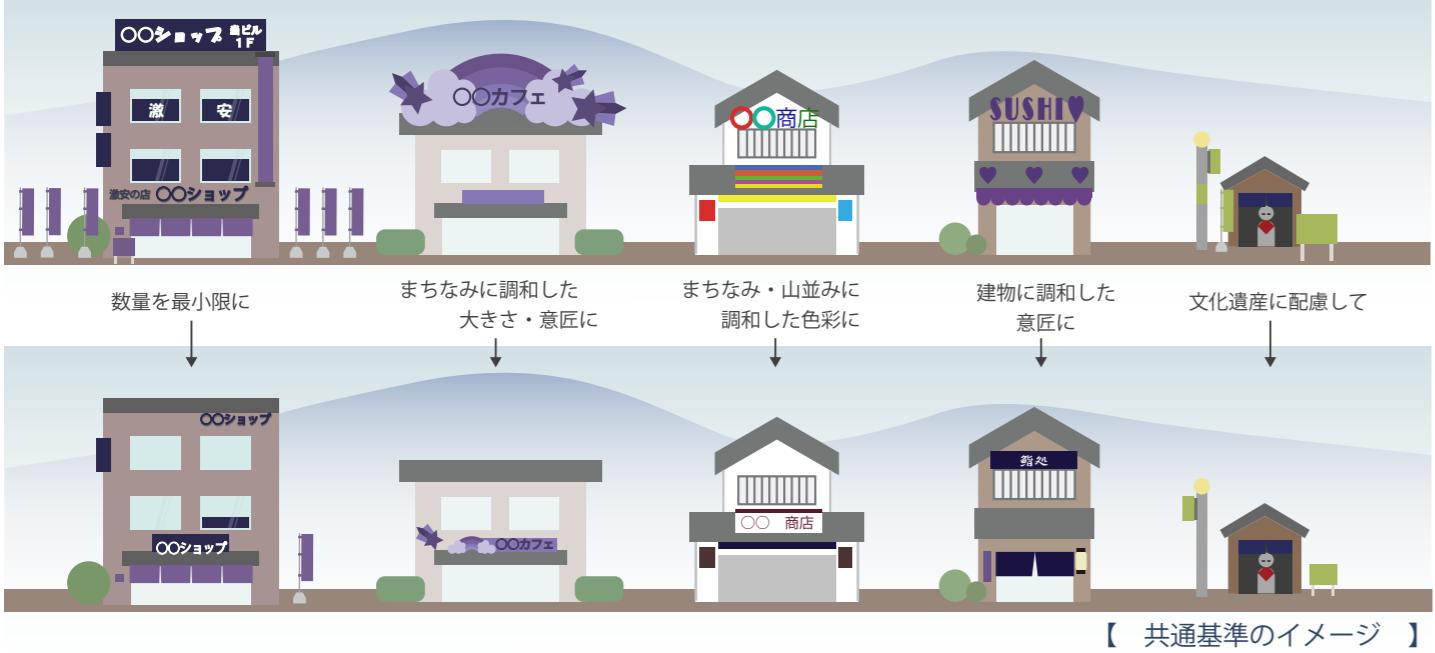


# 「参道・小鳥居小路地区」

参道・小鳥居小路地区内で屋外広告物及び掲出物件を表示・設置する際は、**①共通基準**、**②個別基準**、**③敷地内総量**及び**④形態意匠・色彩等に関する基準**をお守りください。また、特定屋内広告物の基準もお守りください。

## ①共通基準（屋外広告物表示の方針）

- ・屋外広告物の数量は、集約化を図るなど、最小限にとどめること。
- ・屋外広告物の大きさ、高さ、形態意匠は、周囲のまちなみから突出しないこと。
- ・屋外広告物の色彩は、周囲のまちなみや山並みに調和したものとすること。
- ・建築物、工作物に付属する屋外広告物は、当該建築物、工作物との調和を図ること。
- ・文化遺産の周辺においては、文化遺産の見やすさや使いやすさに配慮し、できる限り非自家用広告物の設置を避けること。
- ・道路法、建築基準法等、市条例以外の法令の適用を受ける広告物にあっては、これらの法令の規定に適合させること。



## 【経過措置】

- ・本制度施行前から表示されている物件や、制度の改正後に新基準に不適格となる物件は、その物件を変更・改造するときまで引き続き表示できます。
- ・本制度施行前は許可申請不要で、本制度では許可申請を要するものは、その物件を変更・改造するときまで引き続き許可申請不要で表示できます。

## 【許可申請手続き不要の物件】

本地区では、次の①～③のいずれかに該当する屋外広告物は許可申請不要で表示できます。

※許可申請手続きの有無に関わらず、許可基準を順守してください。

①自家用屋外広告物で屋外広告物の合計表示面積が **5 m<sup>2</sup>以下** の場合

②管理用広告物で屋外広告物の合計表示面積が **3 m<sup>2</sup>以下** の場合

③次の a～j のいずれかに該当する場合

a. 他法令の規定で表示義務があるもの

b. 公共団体が公共目的で表示するもの

c. 公職選挙法の規定により選挙運動のために表示するポスター、立看板等

d. 冠婚葬祭・祭礼のため一時的に表示するもの

e. 講演会・展覧会・音楽会・スポーツ大会等のため、会場敷地内に表示するもの

f. 人、動物、自動車を除く車両、船舶等に表示するもの

g. 政治団体が表示す簡易広告物等で、表示期間が1か月以内のもの

h. 工事現場の板塀等に表示するもので、非営利のもの（工事期間中に限る）

i. 公益施設等への寄贈者名等の表示で、物件面積の1/20以内かつ0.5 m<sup>2</sup>以内のもの（1個まで）

j. 自動車の外装に表示するもので、次の①, ②のいずれかに該当するもの

①市内に車庫登録しているもので、表示面積の合計が10 m<sup>2</sup>以内のもの（路線バスを除く）

②市外に車庫登録しているもので、当該地の屋外広告物制度に準拠したもの

①～③に該当しない  
ものはすべて事前に  
申請が必要です

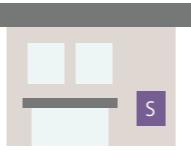
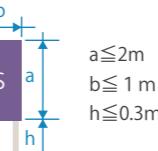
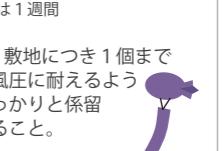
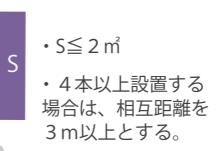
この資料は広告物景観育成地区「参道・小鳥居小路地区」の制限の概要をまとめたものです。

本制度では、この資料に記載の事項のほかにも「禁止広告物」「禁止物件」などの禁止事項があります。

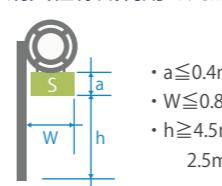
また、屋外広告管理者の届出制度や広告物協定制度などもあります。

この資料に記載していない詳しい内容は「太宰府市屋外広告物等に関する制度の手引き」をご確認ください。

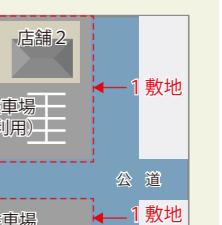
## ②個別基準

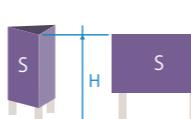
<b>■はり札・はり紙</b> 許可期間：1月	<b>■広告幕</b> 許可期間：1月	<b>■立看板</b> 許可期間：1月	<b>■アドバルーン</b> 許可期間：許可地域では1月 禁止地域、広告物景観育成地区では1週間	<b>■広告旗</b> 許可期間：1月
 $S \leq 1 m^2$	 $S \leq 15 m^2$ ※風圧に耐えるよう しっかりと係留すること。	 $a \leq 2m$ $b \leq 1m$ $h \leq 0.3m$	 ・1敷地につき1個まで ※風圧に耐えるよう しっかりと係留すること。	 ・ $S \leq 2 m^2$ ・4本以上設置する 場合は、相互距離を 3m以上とする。

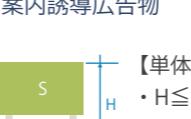
※許可期間が1週間～1ヶ月の屋外広告物のうち、良好な管理が行われていると特に認められるものは、許可期間を最大3年まで延長することができます。

<b>■バス停利用</b> 許可期間：3年間	<b>■消火栓標識利用</b> 許可期間：3年間	<b>■電柱・街灯柱等利用</b> 許可期間：3年間
 $S \leq 1/3S'$	 $a \leq 0.4m$ $W \leq 0.8m$ $h \geq 4.5m$ (車道上)、 2.5m (歩道上)	 【巻付・塗布】 $a \leq 1.8m$ $h \geq 1.2m$ ・1本につき 1個まで

<b>■屋上広告物</b>	表示・設置不可	<b>■定期路線バスの外面利用</b> 許可期間：3年間
 ※ただし、現に表示されているものは表示可		

<b>■壁面広告物（各壁面の表示面積割合の上限）</b> 許可期間：3年間	<b>■突出広告物</b> 訸可期間：3年間	<b>■1敷地の考え方</b>
 $S \leq 1/5S'$	 $W \leq 1.0m$ ・上端は建物の軒高まで $h' \geq 2.5m$ (歩道上)、 4.5m (車道上)	 「1敷地」とは、土地の 契約内容や所有権又は分筆 の有無だけでは判断せず、 土地の利用実態に応じて、 個別に判断します。 したがって、共通の目的 で利用される土地すべてを1敷地 と判断します。 なお、その中に公道など利用目的が異なる敷地がある場合 は、一敷地とは判断しません。

<b>■独立広告物（自家用広告物）</b> 訸可期間：3年間	<b>■面積の算定方法</b>
 $H \leq 6m$ $S \leq 5 m^2$ (1面あたり) ・広告物相互距離 $\geq 5 m$	・矩形以外の屋外広告物の表示面積の算定は、最も突出している線を算定のための外線とし、矩形に置き換えて算定します。

<b>■案内誘導広告物</b> 訸可期間：3年間	<b>【右図「びあの教室」の例】</b>
 【単体の場合】 ・ $H \leq 5m$ (独立広告物の場合) ・ $S \leq 2 m^2$ (1面あたり) ・広告物相互距離 $\geq 5 m$	表示面積= $a \times b$

<b>■埋蔵文化財の事前協議</b>	<b>■特例制度</b>
太宰府市で地面を掘削する広告物（独立広告物）を設置する場合は、埋蔵文化財の事前協議が必要です。詳細は文化財課にお問い合わせください。	太宰府市景観・市民遺産審議会は、景観・市民遺産に関する事項を審議する付属機関で、有識者・関係団体・市民代表によって組織しています。許可基準に満たない場合でも、この審議会で「太宰府の良好な景観形成に寄与する」と特に認めた場合は、特別に許可することができます。

<b>■敷地内総量</b>	<b>■4形態意匠・色彩等に関する基準、特定屋内広告物の基準に関する事項は次頁を参照してください。</b>
<b>■屋外広告物の表示面積（1敷地あたり）</b>	

<b>■屋外広告物の表示面積（1敷地あたり）</b>	<b>15 m<sup>2</sup>以内</b>
※壁面広告物、突出広告物、及び独立広告物の合計。簡易な屋外広告物除く。	

# 太宰府市屋外広告物等に関する制度 広告物景観育成地区の許可基準一覧③

## 「参道・小鳥居小路地区」の許可基準

〒818-0198 福岡県太宰府市觀世音寺 1-1-1

太宰府市 都市整備部 都市計画課

景観・歴史のまち推進係

TEL : 092-921-2121 Email : urban-planning@city.dazaifu.lg.jp

### 4 屋外広告物の形態意匠・色彩等に関する基準

- 周辺との調和 ○歴史的なまちなみ景観に配慮し奇抜な広告物は表示しない。  
○形態は原則として矩形（長方形又は正方形）の中に収める。

- 建築物との調和 ○原則として1階の庇の上下又は1階の屋根の下に設置する広告物が主要な広告となるよう配慮する。  
○庇の上に設置する場合は、2階の窓面を大幅に覆い隠す大きさにしない。  
○壁面を大幅に覆う形状の日よけテントに広告を表示しない。

- 色彩及び写真・絵画等の表示 ○次に掲げる色彩は、表示面積の1/5未満とする。  
また、掲出物件の色彩には次に掲げる色彩を使用しない。  
・YRで、彩度が10を超えるもの  
・R、Yで、彩度が8を超えるもの  
・上記以外の色相で、彩度が6を超えるもの  
○蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。  
○写真・絵画等の表示はできる限り避ける。  
使用する場合は1面2m<sup>2</sup>以内とし、色彩の基準を満たすこと。  
※但し、伝統建造物と調和した和風の意匠のれん、提灯等は色彩の規定の適用除外とする。

- 照明等 ○回転灯、LEDディスプレイ、フラッシュ灯、ネオン管等、点滅や動きがある照明は使用しない。  
○電光表示装置等を用いた文字や映像による広告物は不可。

### 特定屋内広告物の基準

本地区においては、窓ガラス等の内側から屋外に向けて表示される広告物である「特定屋内広告物」についても、表示のための基準があります。  
また、表示面積が一定規模を超える場合は、届出を要します。

#### ■特定屋内広告物の定義

ア 建築物の窓その他の開口部（建築物の内部を見通すことができる壁面を含む。以下「開口部等」という。）に設けられた窓ガラス、ガラス扉等の内側の面に直接描き、又は直接貼付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

イ 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

#### ■特定屋内広告物の景観形成基準

##### ●特定屋内広告物の表示面積の上限

建築物の1階；表示面積の合計は各開口部の面積の5/10以内

建築物の2階以上；表示面積の合計は各開口部の面積の3/10以内

##### ●色彩及び写真・絵画等の表示は、次のいずれにも該当するものとする。

- ・蛍光塗料、蓄光塗料又は反射の著しい材料等を使用しない。
- ・次に掲げる色彩は表示面積の1/2未満とする（掲出物件には使用不可）。  
YRで、彩度が10を超えるもの。  
R及びYで、彩度が8を超えるもの。  
上記以外の色相で、彩度が6を超えるもの。

- ・写真・絵画等の表示は、1面あたり2m<sup>2</sup>以内とする。

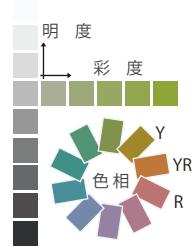
#### ■届出に関する事項

広告物景観育成地区内で、建物の1立面につき5m<sup>2</sup>を超える面積の特定屋内広告物を表示する場合は、【様式第16号】特定屋内広告物表示届に必要書類を添付して、1部提出してください。

#### ●色彩について

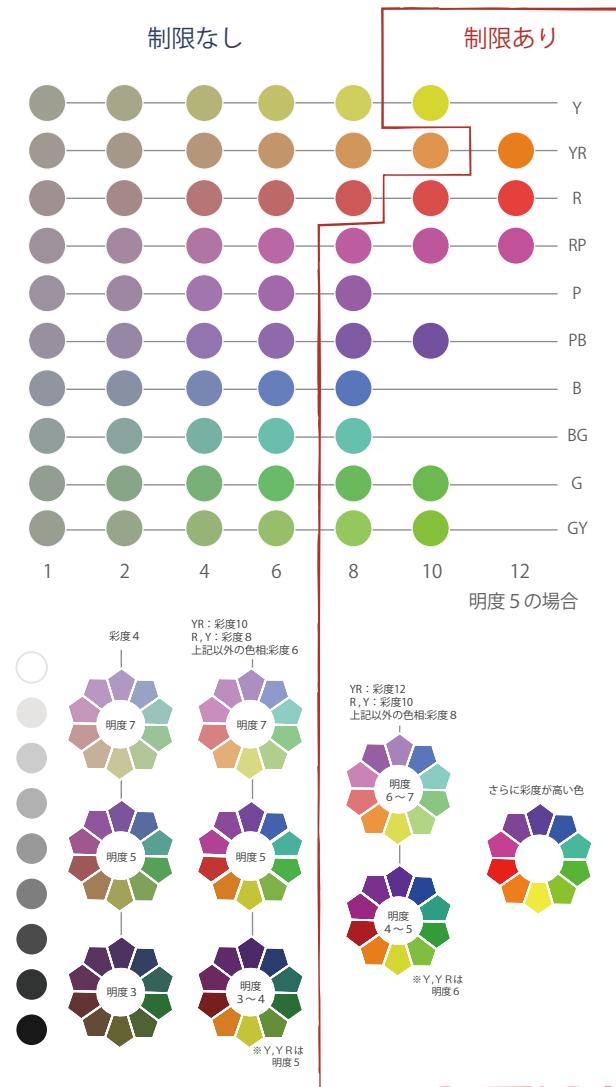
##### マンセル表色系

本制度では、色の三属性（色相、明度、彩度）によって、色彩を定量的に表現する「マンセル表色系」を使っています。



#### 色彩の例

本地域で、次の赤枠内の色彩を屋外広告物、掲出物件及び特定屋内広告物に使用する際に制限があります。



※この図の色彩は近似色です。